

国民年金システム標準化ワーキングチーム
(第二回) 議事概要

日時：令和4年10月27日(木) 14:00~16:10

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治	株式会社ECO経営企画室 代表取締役
立石 亨	公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役
林 友美	神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
門馬 広剛	江戸川区生活振興部地域振興課国民年金係 係長
草刈 裕子	高松市市民政策局市民課国民年金係 係長
江尻 紀子	高岡市福祉保健部保険年金課後期高齢者医療・年金係 係長
小川 斐花	下野市市民課保険年金グループ 主事

(オブザーバー)

上野 耕司	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
山本 康	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
橋本 泰明	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
小此木 洗樹	デジタル庁統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
地藤 学	日本年金機構国民年金部国民年金適用グループ長
高柳 淳一	日本年金機構システム企画部システム開発調整グループ長
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 標準仕様書改版の進め方
 - (2) 業務及び機能帳票要件に対する論点討議
 - (3) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

(1) 標準仕様書改版の進め方

- 10月上旬から中旬にかけて、事務局にて標準仕様書(1.0版)策定までの取り組みを振り返り、標準仕様書改版の考え方及び今後の進め方について事前整理を実施した。整理内容をもとに、10月下旬から11月上旬にかけて第二回ワーキングチーム・ベンダー分科会において機能・帳票要件一覧について、11月中旬から下旬にかけて第三回ワーキングチーム・ベンダー分科会において機能・帳票要件一覧、帳票詳細要件及び帳票レイアウトについて討議する予定である。討議結果を踏まえ、標準仕様書改版案を作成の上、12月23日に開催予定の第二回研究会にて標準仕様書改版案を確定することを考えている。その後、1月から2月にかけて標準仕様書改版案に対して全国意見照会を実施し、その結果を整理の上、2月下旬の第三回研究会にて討議を行い、標準仕様書改版案を確定させる。なお、改版案についてはデジタル庁に共有の上、3月末にかけて横並び調整を行ったうえで、改版を発出予定である。(事務局)
- 標準仕様書改版に向けた論点を確認する。まず、標準仕様書改版以降で対応すべき事項として「令和3~4年度の申し送り事項」、「領域間の整合作業」及び「法令・制度改正対応」がある。これらの対応すべき事項について洗い出しと再整理を行い、検討テーマとして「新規機能・帳票の追加」「新規業務(及び機能・帳票)の追加」「標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」「法令・制度改正予定の標準仕様書への反映」「年金機構側の業務変更を伴う事項」「横並び調整方針への対応」「共通事項の整備への対応」の7つに区分し、各検討テーマについて討議事項(案)を整理した。なお、検討テーマのうち「新規業務(及び機能・帳票)の追加」「法令・制度改正予定の標準仕様書への反映」「年金機構側の業務変更を伴う事項」「横並び調整方針への対応」「共通事項の整備への対応」については、該当事項なしまたは中長期的な課題として討議対象外と整理した。(事務局)
- 討議事項(案)のうち、機能・帳票要件一覧に係るものを第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会にて、帳票詳細要件/帳票レイアウトに係るものを第三回ワーキングチーム及びベンダー分科会にて議論する予定である。なお、第三回ワーキングチーム及びベンダー分科会では、第一回研究会において意見照会の要望の取り込み基準についてご指摘を頂いたことを踏まえて、前述の討議事項(案)の他に「論点⑥：要件種別定義の基準」についても議論する予定である。(事務局)
- 以上が標準仕様書改版に向けた取り組み方針であり、この方針に沿って下期を進めさせていただきたい。なお、ご意見等あればお伺いしたい。(事務局)
- 「資料1 標準仕様書改版に向けた進め方_20221027_01」のp8にて「各種業務及び機能要件に関する記載最適化」という討議事項(案)の区分が「ツリー図/業務フロー」となっているが正しいか。(構成員)
- 「各種業務及び機能要件に関する記載最適化」という討議事項(案)の区分は「機能・帳票要件一覧」が正しいため、訂正させていただく。(事務局)
- 9月30日の地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議(第2回)の「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」という資料において標準仕様書の改定に関する基本的な考え方が示されており、「指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、年度内を目途に、集中的に点検を行う。」及び「機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な

支援の下、集中的に点検を行う。」との記載があるが、これらへの対応の方針及びスケジュールはどのように考えられているか。(構成員)

- ご質問頂いた件については、デジタル庁より方針に関する正式な依頼を頂いた上で国民年金システム標準化における対応方針を検討させていただき予定である。(オブザーバー)

(2) 業務及び機能帳票要件に対する論点討議

- [機能・帳票要件における論点①：各種業務及び機能要件に関する記載最適化 討議事項各論 - 資格異動(種別変更) -] 「第1号→第3号への種別変更に係る登録等の要件記載位置の修正」や「種別変更要件の事務レベル2の整理」に関するご意見を頂いている。これらを踏まえ、「第1号被保険者から第3号被保険者への変更」「第3号被保険者から第1号被保険者への変更」は「種別変更」「資格喪失及び資格取得」のいずれとすべきかについて整理をさせて頂きたい。現状、標準仕様書1.0版では、「第3号被保険者から第1号被保険者への変更」は種別変更として記載し、「第1号被保険者から第3号被保険者への変更」は資格喪失として記載しているが、改版に向けた対応案としては「種別変更(第1号取得)」は「種別変更」に記載を改め、「第1号→第3号への種別変更(第1号資格喪失扱い)」は「資格喪失」に記載を改めたうえで、機能・帳票要件一覧の「要件の考え方・理由」にて種別変更の詳細を補足することを考えている。対応案について、ご意見をいただきたい。(事務局)
- 法令上で考えれば第2号被保険者から第1号被保険者でも種別変更である。一方、自治体の事務処理上では第1号被保険者を基本として考えているため、被保険者が第1号被保険者となった際は「資格取得」、被保険者が1号被保険者でなくなったときは「資格喪失」と考えて事務処理をしている自治体も存在する。従って、どちらが良いというものではなく、各自治体・ベンダー等に意図が伝わる表現であれば問題ないと考える。(構成員)
- 第1号加入手続きを扱っている立場からして、記載の変更は行わず、現状のままで良いと考えている。(構成員)
- 日本年金機構への報告時に第3号被保険者から第1号被保険者への変更を「種別変更」として報告するような電子媒体の仕様となっているため、標準仕様書1.0版において、第3号被保険者から第1号被保険者への変更に関する要件の中分類を「種別変更」とし、第1号被保険者から第3号被保険者への変更に関する要件の中分類を「資格喪失」とすることに問題はないと考えていた。但し、これらの名称により各自治体・ベンダーにとって分かりにくくなっているのであれば、中分類について備考欄等で補足説明を加えて頂くのが良いと考える。(構成員)
- 第1号被保険者から第3号被保険者への変更を「資格喪失」扱いとしていることについて異議はない。一方で、当自治体では「第3号取得」としても記録をしている。この業務を継続するためには仕様書上、要件追加をした方が良いのか。(構成員)
- 他構成員同様、処理結果一覧表から第3号取得情報を記録している。(構成員)
- 平成14年までは第1号及び第3号被保険者を自治体にて管理をしていたものの、制度改正により第3号被保険者の管理は不要となった。ただ、制度改正前のシステムを活用している自治体は第3号被保険者の記録が必須となっているなど、引き続き第3号被保険者の管理をしている自治体もある。但し、業務の線引きからすると、第3号被保険者の管理は自治体の担当範囲ではない。なお、処理結果一覧表は日本年金機構における処理結果であるため第3号被保険者の取得情報も記載されている。(構成員)

- 第3号被保険者資格取得の記録を業務上活用されているなどあれば、参考としてお伺いさせて頂きたい。(事務局)
- 年金担当者全員がウィンドウマシン(WM)を使用出来る状態にないため、国民年金システムにて第1号被保険者資格取得なのか、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更なのかを記録をすることで、担当者全員が確認できるようにしている。(構成員)
- 第3号被保険者資格取得の記録はしているものの、管理・活用はしていない。(構成員)
- 他構成員と同様に、第3号被保険者資格取得の記録はしているものの、管理・活用はしていない。(構成員)
- 第3号被保険者資格取得をした被保険者について記録をしていたものの、管理や活用をしていないという状況に鑑みると、標準仕様書に「第3号被保険者資格取得」を記録する要件を追加すべきではないと考えられるため、現状のままとする。(事務局)
- 事務局の整理の通りで問題ないとする。自治体では第1号被保険者のみを扱う必要があり、その整理で良いとする。(構成員)
- [機能・帳票要件における論点①：各種業務及び機能要件に関する記載最適化 討議事項各論 -資格異動(海外転出)-]「住基法上の転出届(国外)があったときは国民年金の資格喪失の届出があったものとみなすための要件の追加」に関するご意見を頂いている。これを踏まえ、海外転出に伴う「第1号被保険者」「任意加入被保険者」資格について、実業務及び法令上の取り扱いを踏まえ、標準仕様書上ではどのような取り扱いとするかを整理させて頂きたい。現状、標準仕様書1.0版では、「死亡」は自動で喪失処理を行う要件を具備している一方で、「海外転出」は自動処理を行う要件は具備していない。法令上は「転出届に付記がある場合、資格喪失届があった」ものとみなされることを踏まえ、事務局による改版に向けた対応案としては、転居届に付記があることが確認・連携される前提で、「第1号被保険者」「任意加入被保険者」の場合、海外転出に伴い、自動で資格喪失処理を行うという要件の追加をすべきかと考えている。対応案について、ご意見をいただきたい。(事務局)
- 当自治体では自動の資格喪失処理は行っておらず、手入力で行っている。標準仕様書でも手入力できる余地を残してほしい。(構成員)
- 当自治体では市民課で海外転出の手続きをされた際に、国民年金の窓口立ち寄りいただく旨をお伝えして、国民年金窓口にて海外転出した後の任意加入手続きなどについて説明をしているため、海外転出手続きに伴い自動で資格喪失処理を行うようにすると、任意加入の説明のタイミングが失われると考える。また、転居届に付記があることが確認・連携される前提とのことであるものの、付記される自治体がどの程度あるのかも疑問である。従って、自動での資格喪失処理は要件追加しない方が良いと考えている。(構成員)
- 自動で資格喪失処理を実施するか否かを選択可能とすれば許容できるか。(事務局)
- システムとしてどのように実装するかと、事務として必要かどうかは論点が違うかと考える。(構成員)
- 当自治体も海外転出の際に任意加入の説明を受けた、受けていないというトラブルが存在する。従って、必ず市民課より国民年金窓口案内をしていただくようにしている。システム上では自動の資格喪失処理は有難いものの、事務面にてトラブルを防ぐという観点では窓口案内をしていただいた方が良く考える。これらを踏まえ、自動で資格喪失処理を実施するか否かを選択可能とするのが無難なのではないかと考える。(構成員)

- 死亡による資格喪失は年金機構に報告不要なものである一方で、海外転出による資格喪失は日本年金機構に報告が必要である。これらは今後も変更がないと考えて良いか。もし変更がないのであれば、自動喪失処理は出来ないのではないかと考える。また、付記のレベル感について示されていないことについても疑義がある。(構成員)
- 当自治体でも自動喪失はすべきではないと考える。例えば、前納をされている方を資格喪失してしまうとトラブルが発生し得るなどがあるため、自動喪失は慎重に判断すべきと考える。(構成員)
- 皆様のご意見を踏まえると、自動喪失を行った際のトラブルへのご懸念があり、仮に要件に記載するとしても自動処理の実施有無を選択可能にすべきと理解した。また、今後引っ越しOSSとセットで考える必要があるものとする。(事務局)
- 完全自動での資格喪失処理はありえないと考える。なお、自動にする場合は半自動的にすべきであり、喪失して良いか否かを担当者が確認できるようにすべきかと考える。(構成員)
- ご指摘を踏まえ、当論点への対応は見送りとさせて頂く。(事務局)

- [機能・帳票要件における論点①：各種業務及び機能要件に関する記載最適化 討議事項各論 一年金生活者支援給付金] 「年金生活者支援給付金の所得情報等提供依頼データ (70通知)における調査時点は当該年度の4月1日住民基本台帳情報が基準日となっているため、基準日時点のデータ保持が必要ではないか」というご意見を頂いている。これを踏まえ、国民年金システムにて保持するデータ範囲の考え方について確認をさせて頂きたい。現状、標準仕様書1.0版では、4月1日時点の情報で情報提供する旨は記載しているものの、住民記録システムとのリアルタイム連携は、基準日時点の情報を取得する要件は明記されていない。これらを踏まえ、事務局による改版に向けた対応案としては、「基準日」時点での住民基本台帳情報を住民記録システムより取得できる旨の要件を追記すべきかと考えている。なお、住民記録システムにて都度確認できれば保持不要なため、国民年金システムでのデータ保持は要件としないことを考えている。対応案について、ご意見をいただきたい。(事務局)
- 年金生活者支援給付金の所得情報等提供依頼データにおける調査時点は当該年度の4月1日が基準日となっているが、事務上では当該年度の9月30日が最終判断時点となり、9月30日も基準日となる。従って、4月1日に限定した機能ではなく、特定の日付についてのデータ取得ができるようにすべきと考える。(構成員)
- 市町村で決めるべき事項ではなく、ベンダーにて決めるべき事項なのではないかと考えている。(構成員)
- 業務面での要件検討ではなく、システム面での要件の記載方法を整理することとし、頂いたご意見を踏まえ、ベンダー分科会にて諮ることとする。討議結果については第三回ワーキングチームにてご説明する。(事務局)

- [機能・帳票要件における論点②：各種一覧の標準仕様書の取り扱い及び要件化範囲] 「各自治体の業務にて利用される一覧」に関するご意見を頂いている。これを踏まえ、国民年金システムにて出力すべき一覧の考え方について確認をさせて頂きたい。現状、標準仕様書1.0版では、原則では一覧(内部帳票)はEUC機能を利用して出力を行うこととしており、一部の一覧のみ機能要件に記載をしている状況である。また、指定都市向け要件は「備考」に注記をしている。これらを踏まえ、事務局による改版に向けた対応案としては、原則に従い一

覧の追加に係るご意見の反映は見送りとして、必要な場合は他事務システムから出力するのが適切ではないかと考える。また、行政区別の申請者情報の一覧を作成可能とする要件については、類似する要件としてすでに、「申請者情報、再交付情報を一覧で確認できること」が定義されていることを踏まえて、新しく当該要件を追加することとしたい。対応案について、ご意見をいただきたい。(事務局)

- 事務局案の通りで良いと考える。(構成員)
- 事務局案の通りで良いと考える。(構成員)
- マイナンバー制度が開始する前に転出され、再転入されて住民情報が新たに作成された方で、転出前の基礎年金番号が住民記録システムにて管理されている場合、再転入時の基礎年金番号の登録はどのような処理になるか。なお、当自治体では同じ基礎年金番号の登録はできないため、転出前の情報が再転入後の情報に移管されている。(構成員)
- 標準仕様書上は、同じ基礎年金番号を登録できないという制限はない。他自治体でもそのような要件が必要なのであれば、要件追加することは可能である。(事務局)
- マイナンバー・住民票コードにて再転入者の方について転出前の情報を紐づけるようにしているため、同じ基礎年金番号の登録に関する要件追加の要望はない。また、事務局案の中で「必要な場合は他事務システムから出力」と記載があるが、他事務システムから容易に抜き出すことはできない。本来は別システムから抜き出す必要がないような仕様にすべきであると考え。なお、「行政区別」の一覧については事務処理上必要なので、事務局案のとおり要件追加を希望する。(構成員)
- 一覧として抽出できる必要はないが、国民年金システムにおいて情報の把握はできるようにすべきというご意見を頂いたため、現在の連携項目を精査し、不足している情報については要件に追加を行うようにする。また、構成員より頂いた意見を踏まえ、「再転入の方について転出前の情報を紐づけて管理できるようにする」というような要件追加を検討して良いかと考える。(事務局)
- ご指摘の通り、再転入の方について転出前の情報を紐づけて管理できるようになる方が良いと考える。(構成員)
- 「再転入の方について転出前の情報を紐づけて管理できるようにする」要件は当自治体としては必須ではない。(構成員)
- マイナンバーを利用して、転出前の情報を紐づけることができると考えるため、要件追加は不要と考える。(構成員)
- 「再転入の方について転出前の情報を紐づけて管理できるようにする」要件については具体的な利用イメージがわからないため、意見を控えさせていただきたい。(構成員)
- 「再転入の方について転出前の情報を紐づけて管理できるようにする」機能を必要としている自治体が存在することから、要件追加という方向性で考えさせていただきたい。(事務局)
- [機能・帳票要件における論点③：計算・判定を行う機能における要件の記載方針]
「制度変更を見据え、「年金生活者支援給付金の所得限度額と扶養親族数による加算額、老人扶養数による加算額、特定扶養数による加算額の単価」及び「計算式」の書き換えを可能とするように要件を修正する。」というご意見を頂いている。これを踏まえ、「計算式」や「係数」に関する機能について、ユーザー側で管理可能とするかを議論させて頂きたい。標準仕様書 1.0 版では、年金生活者支援給付金等に係る参考情報として判定する際の情報はオプション項目として定義しており、計算用の情報は実装しない機能として定義している。なお、

事務局の考えとしては、ユーザー側での管理機能は機能として過剰と考えている。従って、事務局による改版に向けた対応案としては、計算等に係る管理機能は実装せず、制度改正を契機とした各機能の見直しは、標準仕様書の改版により行うことを考えている。対応案について、ご意見をいただきたい。(事務局)

- 標準仕様書 1.0 版の No. 17, 41, 82 についてのみ事務局案を提示されているのか。年金生活者給付金、老齢福祉年金及び特別障害給付金は自治体が法令受託事務として処理しており、自治体にて所得制限等を踏まえて住民対応をしている。特に給付金に関しては一括で所得の提供をしている中で、給付金だけ事務局案の対象になっているのがわからない。(構成員)
- 頂いたご意見が年金生活者支援給付金に対する意見であったため、まずは年金生活者支援給付金に関する計算・判定を行う機能における要件の記載方針について議論し、その後に老齢福祉年金及び特別障害給付金についても同様に方針を議論する想定であった。(事務局)
- 当自治体においては 20 歳前障害の請求を受け付ける際に、その方の所得が所得制限を超えないかを確認している。このような機能がなければ、事務が円滑に出来ないため、ユーザー側で管理可能とする要件はオプションとして残すべきかと考える。(構成員)
- 「計算式」や「係数」に関する機能について、ベンダー側に管理を委任するほうが良いか、または自治体で管理するほうが良いか。(事務局)
- ベンダー側で管理をするのであれば自治体で管理する必要はない。(構成員)
- 現状のシステムには年金生活者支援給付金に関して判定機能はないため、要望はない。なお、他構成員のように活用されている自治体があるのであればオプション機能として残すべきであると考え。(構成員)
- 他自治体においても要望がなければ、頂いたご意見を踏まえ、年金生活者支援給付金等に係る参考情報として判定する際の情報の管理はオプション機能として残すこととする。(事務局)

- [機能・帳票要件における論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲] 「返付年月日は事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるため、必須化する」「手作業・紙での作業をシステム化して業務効率化を図ることも標準化の趣旨だと考えており、9 月以降は業務効率化の観点からもシステム化するかどうかについて議論していきたい」というご意見を頂いている。これを踏まえ、事務処理基準に則り受付処理簿に記載が求められる項目として、標準仕様書に規定する項目について確認をさせていただきたい。標準仕様書 1.0 版では、「受付処理簿」の記載対象となる事務処理は規定しているが、項目名までは定義していない。また、自治体によってシステム管理している項目と Excel や紙等のシステム外で管理している項目が混在している状況である。これらを踏まえ、事務局による改版に向けた対応案としては、事務処理基準・第 4 条において「受付処理簿」への記入事項として明示されている (1) 受付年月日 (2) 受付番号 (3) 届書等の名称 (4) 氏名 (住民基本台帳に通称が記載されており、本人から通称による記載の申出があった場合には通称を含む。) (5) 処理経過 (6) 報告年月日に加えて、(7) その他必要な事項として事務処理基準・第 4 条以外に記載がある項目は必須項目として追記することを考えている。また、その他にも現状の運用における管理項目の有無を自治体構成員へ確認したうえで、次回のワーキングチーム及びベンダー分科会にて当該管理項目の可否を討議したい。(事務局)

- [機能・帳票要件における論点⑤：各種処理条件に関する記載の取り扱い及び要件化範囲]
「任意の資格異動履歴等から異動届を帳票出力できるとよいのではないか」というご意見を頂いている。これを踏まえ、「機能として定める範囲」「設計の範囲で検討する範囲」の切り分けを確認させて頂きたい。標準仕様書 1.0 版では、異動報告書の作成有無は「異動報告の要否」にて判断する仕様としているが、判断に利用する具体的な項目は定めていない。また、作成有無の判断基準が「報告の要否」であり、任意項目で出力対象を選択可能か否かが判別しづらくなっている。これらを踏まえ、事務局による改版に向けた対応案としては、出力対象を設定する際の項目は定めずに、「任意の項目で出力対象を設定して、異動報告書を作成可能とする」要件を明示的に追加することを考えている。対応案について、ご意見をいただきたい。(事務局)
- 「任意の」という記載の意味をお教えいただきたい。(構成員)
- 「自治体内にて指定できる」という趣旨である。(事務局)
- 異動報告書の再出力はできた方が良く考えるため、当該要件を追加してほしい。(構成員)
- 従前の項目要件についての議論を踏まえ、現状のままで良いのではないかと考える。(構成員)
- 他構成員と同様、現状のままで良く考える。なお、要望があるのであれば、要件を追加しても良く考える。(構成員)
- 「任意の項目で出力対象を設定し、異動報告書を作成できること」という要件については異議がないものと理解した。(事務局)
- 先ほどのご意見を踏まえると、「任意の項目で出力対象を設定し、異動報告書を作成できる方が良い」という自治体よりも、「異動報告書が再出力出来れば良い」という自治体のご意見の方が多いと考えるので、再確認の上整理をお願いしたい。(構成員)
- 当自治体では初期設定上で異動報告対象を決めており、報告対象範囲外のものを、あえて報告する際は報告区分を「報告無」から「報告有」へ変更する入力をしている。規模の大きな自治体については同様の状況であると考えます。(構成員)
- 頂いたご意見をもとに整理をさせて頂く。(事務局)

以上